

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 有線放送電話規則を廃止する省令
(総務五九)
- 高精度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式を廃止する省令(同六〇)
- 高精度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令(同六一)
- 放送法施行規則の一部を改正する省令(同六二)
- 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準の一部を改正する省令(同六三)
- 電波法施行規則の一部を改正する省令(同六四)
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同六五)
- 無線局運用規則の一部を改正する省令(同六六)
- 無線設備規則の一部を改正する省令(同六七)
- 放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令(同六八)
- 電波監理審議会議事規則の一部を改正する省令(同六九)
- 有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令(同七〇)
- 有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令(同七一)
- 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(同七二)
- 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令(同七三)
- 電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令(同七四)
- 登録点検事業者等規則の一部を改正する省令(同七五)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同七六)
- 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令(同七七)
- 電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令(同七八)
- 電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令(同七九)
- 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令(同八〇)
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八一)
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(同八二)
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(同八三)
- 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令(同八四)
- 中波放送に関する送信の標準方式(同八五)
- 超短波放送に関する送信の標準方式(同八六)
- 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(同八七)
- 標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(同八八)
- 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式(同八九)
- 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式(同九〇)
- 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(同九一)
- 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(同九二)
- 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(同九三)
- 衛星一般放送に関する送信の標準方式(同九四)
- 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(同九五)
- 放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令(総務・文部科学一)
- 無線局免許手続規則第二條第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件を廃止する件(総務二二三)
- フレーム行列の構成、フレーム制御符号の構成、音声信号の送出手順及びデータパケットの送出手順を定める等の件を廃止する件(同二三四)
- 走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める等の件を廃止する件(同二三五)
- 伝送制御符号の構成を定める等の件を廃止する件(同二三六)
- 特定新規開設局の件及び特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則第六條の二第三号の総務大臣が指定する受信設備の件を廃止する件(同二三七)
- パイロット情報の構成を定める件を廃止する件(同二三八)
- 人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款を定めた件を廃止する件(同二三九)
- 周波数割当計画の一部を変更する件(同二四〇)
- 放送用周波数使用計画の一部を変更する件(同二四一)
- 放送普及基本計画の一部を変更する件(同二四二)
- 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件の一部を改正する件(同二四三)
- 放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件の一部を改正する件(同二四四)
- 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件(同二四五)

(以下次のページへ続く)

(停電対策等の規定の適用の特例)

第四条 新規則第九九条の規定は、この省令の施行の際現に改正法附則第九九条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者(以下「みなし免許人」という。)の電気通信設備のうち、中波放送又はテレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備については、平成二十五年十月三十一日までの間(みなし免許人が、同日までの間に当該みなしプラン局に係る放送局の再免許の交付を受ける場合において、中波放送又はテレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備を、同日以降に新規則第九九条に規定する基準に適合させる計画を提出したときは、当該日までの間)は、適用しない。

第五条 新規則第四百四條、第四百七條第一項及び第二項、第四百八條、第四百一一條並びに第四百二二條第二項の規定は、みなし免許人の電気通信設備のうち、みなしプラン局への送信に係る中継回線設備及びみなしプラン局に係る放送局の送信設備については、平成二十五年十月三十一日までの間(みなし免許人が、同日までの間に当該みなしプラン局に係る放送局の再免許の交付を受ける場合において、みなしプラン局への送信に係る中継回線設備及びみなしプラン局に係る放送局の送信設備を、同日以降に新規則第四百四條、第四百七條第一項及び第二項、第四百八條、第四百一一條並びに第四百二二條第二項に規定する基準に適合させる計画を提出したときは、当該日までの間)は、適用しない。

第六条 新規則第五百一一條第一項から第三項まで、第五百一三條第一項及び第二項並びに第五百一四條において準用する新規則第六六條、第六七條第三項及び第六九條の規定は、この省令の施行の際現に改正法附則第二二條の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第六十四號)第二二條第三項の有線テレビジョン放送施設者が設置する同條第二項の有線テレビジョン放送施設及び改正法附則第二二條の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五號)第二二條第三項の電気通信役務利用放送事業者が権原に基づいて利用するこの省令による廃止前の電気通信役務利用放送法施行規則第二二條第四號の有線役務利用放送設備については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第七条 改正法附則第五五條第六項に規定する改正法による改正後の放送法第四十條第一項の指定を受けたものとみなされる者(以下「みなし指定事業者」という。)について新規則第六十條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「当該各号に定める区域」とあるのは、「当該各号に定める区域又は放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五號)の施行の日の前日において、同法附則第二二條の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第六十四號)第三三條の規定による許可若しくは同法第七七條の規定による変更の許可を受けた放送法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第六十二號)附則第二二條の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法施行規則(昭和四十七年郵政省令第四十號)別記第一に定める施設区域(施設設置完了予定が到来していない区域も含む)」とする。

2 みなし指定事業者について新規則第六十條第二項の規定を適用する場合においては、同項中「市町村の合併の特例に関する法律」とあるのは、「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五號)による廃止前の有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第六十四號)第三三條の規定による許可若しくは同法第七七條の規定による変更の許可若しくは同法第七七條の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法等の一部を改正する法律の施行の日以後に市町村の合併が行われた場合又は放送法等の一部を改正する法律の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律」と、「法第四十條第一項の規定による」とあるのは、「放送法等の一部を改正する法律による廃止前の有線テレビジョン放送法第三三條の規定による許可若しくは同法第七七條の規定による変更の許可等の際現に有線テレビジョン放送を行っている区域の属する当該許可若しくは変更の許可等を受けたときの市町村又は法第四十條第一項の規定による」とする。

3 みなし指定事業者について新規則第六十五條第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十一條第一項各号(第一号へ及びトを除く。)のいずれか」とあるのは、「第六十一條第一項第一号(へ及びトを除く。)又は現に法第四十條第一項に規定する区域の全部若しくは大部分に

おいて有線テレビジョン放送を行うものであること(放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五號)による廃止前の有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第六十四號)第三三條の規定による許可若しくは同法第七七條の規定による変更の許可若しくは法第六十六條の規定による登録若しくは法第三十條の規定による変更登録をした場合において、当該区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うことに関し有線テレビジョン放送施設の施設計画又は有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものと認められる場合を含む。)のいずれか」とする。

(受信契約者の記録数の提出の規定の適用の特例)
第八条 新規則第六九條の規定によつて行うべき記録の提出のうち平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間中について行うべきものは、なお従前の例によることができる。

〇総務省令第六十三号
放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五號)の施行に伴い、及び電波法(昭和二十五年法律第三十一號)第七七條の規定に基づき、無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十九日
総務大臣 片山 善博

無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和二十五年電波監理委員会規則第十二號)の一部を次のように改正する。

無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準
第一条中「無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準」を「無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準」に改める。
第二条第一号を次のように改める。
一 「基幹放送局」とは、法第五五條第四項の基幹放送局(地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局及び基幹放送局)を行う実用化試験局を含む。をいう。

〇総務省令第六十四号
放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五號)の施行に伴い、電波法(昭和二十五年法律第三十一號)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十九日
総務大臣 片山 善博

電波法施行規則の一部を改正する省令
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四號)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第八号中「無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準」を「無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準」に改め、同項第九号中「放送局根本的基準」を「基幹放送局根本的基準」に改め、同項第十三号中「登録点検規則」を「登録検査等規則」に、「登録点検事業者等規則」を「登録検査等事業者等規則」に改め、同項第二十六号中「放送局」を「放送局(放送局をいう。)」に改め、同項第二十八号の十八を削る。

第四条第一項第二号を次のように改める。
二 基幹放送局 基幹放送(法第五五條第四項の基幹放送をいう。以下同じ。)を行う無線局(当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む)であつて、基幹放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

第四条第一項第二号の次に次の二号を加える。
二の二 地上基幹放送局 地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。

三の三 特定地上基幹放送局 基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。
（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。
第四条第一項第三号を次のように改める。
三 地上基幹放送試験局 地上基幹放送を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 特定地上基幹放送試験局 基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。
（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。

第四条第一項第二十号の十中「第五条第四項」を「第六条第一項第四号」に改め、同項第二十号の十一及び第二十号の十二を次のように改める。
二十の十一 衛星基幹放送局 衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局（衛星基幹放送試験局を除く。）をいう。

二十の十二 衛星基幹放送試験局 衛星基幹放送を行う基幹放送局（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究又は調査のため、一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を試験的に行うものに限る。）をいう。
第四条の三の第二項の表中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。
第四条の四の第一項の表中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、「放送試験局及び放送」を「地上基幹放送試験局及び基幹放送」に改め、「電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。」を削り、同条第二項第一号中「放送局（放送試験局及び放送）」を「地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び基幹放送）」に改める。

第六条の三の第二項中「放送局」を「基幹放送局」に、「昭和二十五年法律第百三十二号」第五十二条の三十一を「第六十条」に改め、同条第五項を次のように改める。
5 放送法第百十六條第一項に規定する基幹放送事業者（放送法第二十三条の基幹放送事業者をいう。以下同じ。）（特定地上基幹放送事業者に限る。）である放送免許人等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第四項に規定する株式会社である特定地上基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体（放送免許人等の議決権の十分の一以上を占める者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。次項において同じ。）に対し、書面又は電子情報処理組織（放送免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

第六条の三の二第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
6 放送法第百二十五條第一項第二号に規定する地上基幹放送局の免許を受けた基幹放送局提供事業者（放送法第二十四条の基幹放送局提供事業者をいう。以下同じ。）である放送免許人等が、同項若しくは同法第百二十五條第二項において準用する同法第百十六條第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第百二十五條第二項において準用する同法第百十六條第四項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する地上基幹放送局の免許を受けた基幹放送局提供事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体に対し、書面又は電子情報処理組織の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

第六條の四の二第二号中「放送局（放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送）」を「基幹放送局（基幹放送）」に改め、「電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。」を削り、同条第三号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第四号を次のように改める。
四 内外放送を行う基幹放送局
第六條の四の五号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第六号中「第三條の五」を「第八條の二」に改め、同条第七号から第九号までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第十号中「放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局又は放送」を「地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送」に改め、同条第十一号（二）中「放送局」を「基幹放送局」に改める。
（適正かつ確実に基幹放送を行うことに支障を及ぼすおそれがないものとする基準）
第六條の四の二 法第七條第二項第六号ハの適正かつ確実に基幹放送を行うことに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一 放送法第百八條に基づく災害の場合の放送その他基幹放送事業者が法律に基づき行う放送をしようとする場合において、基幹放送に加えてする基幹放送以外の無線通信の送信（以下「基幹放送外の送信」という。）が当該放送を阻害するときは、当該基幹放送外の送信を中断して、当該放送を行うものであること。
二 基幹放送外の送信が、基幹放送と認識されないよう適切な措置を講じていること。
三 基幹放送外の送信が、その基幹放送の受信設備に影響を与えないものであること。
四 基幹放送局提供事業者が基幹放送外の送信を行う場合にあつては、その実施の詳細についてその基幹放送設備を基幹放送の業務の用に供する認定基幹放送事業者の承諾を得ているものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、基幹放送外の送信が、基幹放送を行うべき時間又は帯域に影響を及ぼすものではないこと。
第七條第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二号中「放送試験局」を「地上基幹放送試験局」に改め、同条第三号中「放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に改め、同条第六号を同条第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 衛星基幹放送局（臨時目的の放送を専ら行うものに限る。） 当該放送の目的を達成するために必要な期間
第八條第一項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二項第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 地上基幹放送試験局
第八條第二項第六号を次のように改める。
六 衛星基幹放送局（臨時目的の放送を専ら行うものに限る。）
第八條第二項第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
七 衛星基幹放送試験局
第九條第二号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。
第十條第二項中「第十七條第二項」を「第十七條第三項」に改め、同条に次の一項を加える。
3 法第九條第五項及び第十七條第二項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四の四のとおりとする。
第十條の二第一号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

第六條の四の二第二号中「放送局（放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送）」を「基幹放送局（基幹放送）」に改め、「電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。」を削り、同条第三号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第四号を次のように改める。
四 内外放送を行う基幹放送局
第六條の四の五号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第六号中「第三條の五」を「第八條の二」に改め、同条第七号から第九号までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第十号中「放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局又は放送」を「地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送」に改め、同条第十一号（二）中「放送局」を「基幹放送局」に改める。
（適正かつ確実に基幹放送を行うことに支障を及ぼすおそれがないものとする基準）
第六條の四の二 法第七條第二項第六号ハの適正かつ確実に基幹放送を行うことに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一 放送法第百八條に基づく災害の場合の放送その他基幹放送事業者が法律に基づき行う放送をしようとする場合において、基幹放送に加えてする基幹放送以外の無線通信の送信（以下「基幹放送外の送信」という。）が当該放送を阻害するときは、当該基幹放送外の送信を中断して、当該放送を行うものであること。
二 基幹放送外の送信が、基幹放送と認識されないよう適切な措置を講じていること。
三 基幹放送外の送信が、その基幹放送の受信設備に影響を与えないものであること。
四 基幹放送局提供事業者が基幹放送外の送信を行う場合にあつては、その実施の詳細についてその基幹放送設備を基幹放送の業務の用に供する認定基幹放送事業者の承諾を得ているものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、基幹放送外の送信が、基幹放送を行うべき時間又は帯域に影響を及ぼすものではないこと。
第七條第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二号中「放送試験局」を「地上基幹放送試験局」に改め、同条第三号中「放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に改め、同条第六号を同条第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 衛星基幹放送局（臨時目的の放送を専ら行うものに限る。） 当該放送の目的を達成するために必要な期間
第八條第一項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二項第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 地上基幹放送試験局
第八條第二項第六号を次のように改める。
六 衛星基幹放送局（臨時目的の放送を専ら行うものに限る。）
第八條第二項第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
七 衛星基幹放送試験局
第九條第二号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。
第十條第二項中「第十七條第二項」を「第十七條第三項」に改め、同条に次の一項を加える。
3 法第九條第五項及び第十七條第二項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四の四のとおりとする。
第十條の二第一号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

第六條の四の二第二号中「放送局（放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送）」を「基幹放送局（基幹放送）」に改め、「電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。」を削り、同条第三号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第四号を次のように改める。
四 内外放送を行う基幹放送局
第六條の四の五号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第六号中「第三條の五」を「第八條の二」に改め、同条第七号から第九号までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第十号中「放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局又は放送」を「地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送」に改め、同条第十一号（二）中「放送局」を「基幹放送局」に改める。
（適正かつ確実に基幹放送を行うことに支障を及ぼすおそれがないものとする基準）
第六條の四の二 法第七條第二項第六号ハの適正かつ確実に基幹放送を行うことに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一 放送法第百八條に基づく災害の場合の放送その他基幹放送事業者が法律に基づき行う放送をしようとする場合において、基幹放送に加えてする基幹放送以外の無線通信の送信（以下「基幹放送外の送信」という。）が当該放送を阻害するときは、当該基幹放送外の送信を中断して、当該放送を行うものであること。
二 基幹放送外の送信が、基幹放送と認識されないよう適切な措置を講じていること。
三 基幹放送外の送信が、その基幹放送の受信設備に影響を与えないものであること。
四 基幹放送局提供事業者が基幹放送外の送信を行う場合にあつては、その実施の詳細についてその基幹放送設備を基幹放送の業務の用に供する認定基幹放送事業者の承諾を得ているものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、基幹放送外の送信が、基幹放送を行うべき時間又は帯域に影響を及ぼすものではないこと。
第七條第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二号中「放送試験局」を「地上基幹放送試験局」に改め、同条第三号中「放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に改め、同条第六号を同条第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 衛星基幹放送局（臨時目的の放送を専ら行うものに限る。） 当該放送の目的を達成するために必要な期間
第八條第一項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同条第二項第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 地上基幹放送試験局
第八條第二項第六号を次のように改める。
六 衛星基幹放送局（臨時目的の放送を専ら行うものに限る。）
第八條第二項第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
七 衛星基幹放送試験局
第九條第二号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。
第十條第二項中「第十七條第二項」を「第十七條第三項」に改め、同条に次の一項を加える。
3 法第九條第五項及び第十七條第二項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四の四のとおりとする。
第十條の二第一号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十一條第一項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名（法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。）

第十一條第三項第二号中「放送法第二号の二に規定する放送事業者」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う者であつて、放送法第二号第二十五号に規定する一般放送事業者又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項及び第二項の届出をした者が、当該放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの
四 放送法第二号第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

第十一條の二の五第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 地上基幹放送局
三 地上基幹放送試験局

第十一條の二の五第一項第十八号及び第十九号を次のように改める。

十八 衛星基幹放送局
十九 衛星基幹放送試験局

第十一條の二の六第一項第二号中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改める。
第十一條の三第五号及び第十五号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第三十二條の三第一項中「放送衛星局及び放送試験衛星局及び」及び「もののうち電気通信業務を行う」を削り、同条第二項中「放送衛星局、放送試験衛星局及び」及び「もののうち電気通信業務を行う」を削る。

第三十二條の四第二項中「放送衛星局、放送試験衛星局及び」及び「もののうち電気通信業務を行う」を削る。

第三十二條の六第一項中「及び二、五五五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用して短波放送又はデータ放送を行うための放送衛星局」を削る。

第三十八條の表中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第三十九條第一項中「第四項若しくは第五項」を「第五項若しくは第六項」に、「第七十三條第三項」を「第七十三條第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十三條第三項の規定により検査を省略したときは、その旨を別表第四号の二に定める様式の無線局検査省略通知書により免許人に通知するものとする。

第四十條第一項第二号(1)から(4)まで以外の部分中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同号(2)中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同号(3)を削り、同号(4)中「受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送」を削り、他の放送局を「他の基幹放送局」に、「放送局の場合を除く」を「基幹放送局の場合を除き、緊急警報信号発生装置をその業務に用いる者に限る」に改め、同号(4)を同号(3)とし、同号(5)を同号(4)とし、同号(6)を同号(5)とし、同号(7)を同号(6)とし、同号(8)を同号(7)及び(9)を削り、同号(1)を同号(8)とする。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 削除

第四十一條の二の六第二号中「放送局」を「地上基幹放送局」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は衛星補助放送を行う無線局」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 地上基幹放送試験局

第四十一條の二の六第十九号中「放送」を「基幹放送」に改め、「電気通信業務を行うことを目的とするものを除く」を削り、同条第二十四号中「第十四條第一項の表十三の項(一)」を「第十四條第一項の表十六の項(一)」に改める。

第四十一條の五中「第七十三條第三項」を「第七十三條第四項」に、「別表第五号の二」を「別表第五号の三」に改め、同条を第四十一條の六とし、第四十一條の四の次に次の一項を加える。

(検査を省略する場合)

第四十一條の五 法第七十三條第三項の規定により、免許人から提出された別表第五号の二の様式による無線設備等の検査結果を記載した書類（以下「検査実施報告書」という。）及び検査実施報告書に添付された同項に規定する証明書（以下「検査結果証明書」という。）が適正なものであつて、かつ、検査（点検である部分に限る。）を行った日から起算して三箇月以内に提出された場合は、法第七十三條第一項の検査を省略する。

第四十二條の二の表中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第四十三條の三第一項中「放送局」を「基幹放送局」に、「第六條第二項第三号」を「第六條第二項第四号」に改め、同条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に、「放送事業」を「基幹放送の業務を行う事業又は放送法百十八條第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業」に改める。

第五十一條の九の二第一項第十四号中「登録点検規則第五條第一項」を「登録検査等規則第六條第一項」に改め、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 登録検査等規則第三條第一項の規定による登録の更新の申請

第五十一條の十五第一項第一号中「第十六條の二」を「第十七條」に、「第四項まで、第七項及び第八項」を「第六項まで、第九項及び第十項」に改め、同条第二号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第二号の二中「第四項」の下に、「第二十四條の二の二第一項」を加え、「第二十四條の七」を「第二十四條の七第一項及び第二項」に、「第二十四條の十及び」を「第二十四條の十並びに」に改め、同項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同項第四号中「第七十三條第四項」を「第七十三條第五項」に改め、同条第二項の表五の二の項を次のように改める。

五の二 登録検査等事業者に関する事項

第五十一條の十五第二項の表五の三の項を削り、同表中「五の四」を「五の三」とし、「五の五」を「五の四」に改め、同条第四項中「第二十四條の七」を「第二十四條の七第一項及び第二項」に改める。

第五十二條中「第十條の規定による届出、法第十八條」を「第十條第一項の規定による届出書類、法第十八條第一項」に、「場合の届出又は法第七十三條第三項の規定による点検の結果を記載した書類」を「場合の免許規則第二十五條第四項の規定に基づく届出書類又は無線設備等の点検実施報告書であつて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 検査実施報告書であつて船舶局（第四十一條の二の六第八号に規定するものを除く）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一條の二の六第十二号に規定するものを除く）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

第五十二條の二中第二号を削り、同条中第三号を第二号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一号の三の表題中「第三号」を「第三号第一項」に改め、同表第一の表中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表の次に次の一項を加える。

別表第一号の四 許可を要しない電気通信設備の軽微な事項（第十條第三項関係）
変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な事項は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
電気通信設備の運用機器の機能を代替することができる予備の機器に 対し電力供給するための電源設備	当該電気通信設備の性能を低下せ せない変更であること。

別表第三号中「放送局」を「基幹放送局」と改め、同表の四中「第二条第六項第一号又は同項第一号の二」を「第二条第六項第二号又は同項第三号」と改める。

別表第三号の三の三の表中「放送局及び放送試験局」を「地上基幹放送局及び地上基幹放送試験局」と改め、「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」と改める。

別表第三号の三の三の表中の表を次のように改める。

無線局の種類	記号	無線局の種類	記号	無線局の種類	記号
固定局	FX	陸上移動中継局	FBR	宇宙局	ME
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	BB	陸上移動局	ML	衛星基幹放送局	EV
特定地上基幹放送局	BC	無線航行陸上局	RL	衛星基幹放送試験局	EBE
特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局	BD	無線標定陸上局	LR	人工衛星局	EKT
特定地上基幹放送試験局	BE	無線標識局	RB	実験試験局	EX
海岸局	FC	海岸地球局	TI	実用化試験局	DVT
航空局	FA	航空地球局	TB	気象援助局	SM
基地局	FB	携帯基地地球局	TYP	標準周波数局	SS
携帯基地局	FP	地球局	TC	特別業務の局	SP
無線呼出局	RP				

別表第四号の表題中「第39条」を「第39条第1項」と改め、同表第一号中「第4項若しくは第5項」を「第5項若しくは第6項」と、「第73条第3項」を「第73条第4項」と改め、同表第二号中「第73条第3項」を「第73条第4項」と改め、同表の次に次の表を加える。

別表第四号の二 法第73条第3項の規定による無線局検査の省略通知の様式（第39条第2項関係）

	第 号
	年 月 日
無線局検査省略通知書	
(免許人) 殿	
(何) 総合通信局長 印	
貴所属の下記無線局については、電波法第73条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく検査を省略することとしたので通知します。	
記	
1 識別信号	
2 免許の番号	
3 検査年月日	
4 無線局の種類	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。

2 検査を省略する無線局が複数ある場合には、本通知書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。

別表第五号第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」と改め、同号(一)中「有するもの」の下に「又は放送対象地域」との放送系のうち最も中心的な機能を果たすもの」を加え、同表第十九号(二)中「放送衛星局、放送試験衛星局又は放送」を「衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送」と改め、「(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削り、同表第二十六号中「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」と改め、同表第二十七号中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」と改め、同表第二十八号中「放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」と改め、同表第三十号中「放送」を「基幹放送」と改め、「(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削る。

別表第五号の三の表題中「第41条の5」を「第41条の6」と改め、同表の表中「第73条第3項」を「第73条第4項」と、「登録点検結果通知書」を「点検結果通知書」と、「登録点検事業者名」を「登録検査等事業者名」と改め、同表の注4を削り、同表の注に次のように加える。

4 一の登録検査等事業者が複数の無線局の点検を実施した場合には、本報告書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。

5 代理人による提出の場合は、免許人等の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

別表第五号の二を別表第五号の三とし、別表第五号の次に次の表を加える。

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5関係）

無線設備等の検査実施報告書			
			年 月 日
(何) 総合通信局長 殿			
			免許人の氏名又は名称（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
			(印)
私所属の無線局の無線設備等の検査を行ったので電波法第73条第3項の規定により検査結果長 証明書を添えて提出します。			
検査年月日		無線局の種類	
免許の番号		識別信号	
点検年月日			
点検を行った場所			
登録検査等事業者名			
備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「(河) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所所長とする。

2 検査年月日は、判定員が判定を行った日とする。

3 一の登録検査等事業者が複数の無線局の検査を実施した場合には、本報告書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。

4 代理人による提出の場合は、免許人の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

附則

(施行期日)

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。

(経過措置)

2 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式は、この省令による改正後の別表第五号の三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、改正後の別表第五号の三の注5に掲げる内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第五号の二の様式の余白に記載すること。

○総務省令第六十五号

放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣 片山 善博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 特定地上基幹放送局

(2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局

第二条第一項第一号に次のように加える。

(3) 特定地上基幹放送試験局

(4) 特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局

第二条第一項第九号(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 衛星基幹放送局

(2) 衛星基幹放送試験局

第二条第二項中「第一号(2)」を「第一号(3)及び(4)」に改め、同条第五項中「放送局(放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送局)」を「基幹放送局(基幹放送(法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。))に改め、「電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))」を削り、「受託国内放送局、受託協会国際放送、受託内外放送」を「衛星基幹放送、内外放送」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第一号中「放送局」を「国内放送等の基幹放送」に改め、同号(2)を削り、同号(3)を同号(2)とし、同号(4)を同号(3)とし、同号(3)の次に次のように加える。

(4) 内外放送

第二条第五項第一号(5)及び(6)を削る。

第二条第五項第五号中「第三条の五」を「第八条」に、「別表第一号(注十四)」を「別表第五号(注十二)」に、「別表第一号(注十五)」を「別表第五号(注十三)」に改め、「衛星補助放送」を削り、「放送局」を「基幹放送」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「放送又はそれ以外の放送」を「基幹放送又はそれ以外の基幹放送」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「放送」を「基幹放送」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- (1) 地上基幹放送
- (2) 衛星基幹放送

第二条第六項第二号及び第三号を削り、同項第一号の二を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備(空中線系については、同一型式とする。)の装置

第二条第六項に次の二号を加える。

- 四 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、携帯移動地球局及び地球局のうちの二以上の無線局の相互間において使用される同一規格の予備の無線設備の装置(他の無線局に備え付けられている装置(船舶地球局のものを除く。)を含む。)
- 五 多重回線を構成する固定局相互間において、災害が発生し、又は電波の伝搬障害(法第二百二条の二第一項に規定する伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路におけるものを除く。)が生じた場合に固定局の代わりに臨時に使用される同一の電波の型式及び周波数の無線設備の装置(第一号に掲げるものを除く。)

第四条第二項の表第一号中「放送局(放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。)」を「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)」に改め、同表第十号中「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改める。

第五条第四項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第六条の見出しを「(基幹放送局の事業計画)」に改め、同条第一項第五号中「申請者」を「申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者に改め、同項第六号を次のように改める。

- 六 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する者に関する事項(十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者(放送法第二十三条に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会(以下「協会」という。))及び放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。))を除く。以下同じ。))に関する事項

第六条第一項第八号を次のように改める。

八 基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

区分	記載事項
イ 特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局(以下「特定地上基幹放送局等」という。)の場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放送番組の編集の基準 (2) 放送番組の編集に関する基本計画 (3) 週間放送番組の編集に関する事項 (4) 放送番組の審議機関に関する事項 (5) 放送番組の編集の機構及び審査に関する事項 (6) 放送法第百八条の規定による放送(以下「災害放送」という。)に関する事項
ロ 地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合	<ul style="list-style-type: none"> 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
ハ 基幹放送を行う実用化試験局の場合	<ul style="list-style-type: none"> 試験の方法及び具体的計画